

提 言

「子どもの権利条約」批准に思う

辻 芳郎 (長崎大学医学部小児科教授)

昨年おそまきながら「子どもの権利条約」が日本でもやっと批准されました。この条約はすばらしいことに、条約実現のためにどのような努力をしたのかを、2年以内に国連に報告する義務があるという条項(44条)まで設けられていることです。

コロンビアでは憲法にこの条約を入れています。フランスではPTAに子どもを参加させるようにしました。子ども省を作った国もあるようです。日本では全国の学校の教室にポスターが貼られましたが、子ども自身がその条約をよく知るためには国内法を見直すぐらいの決意が必要かと思えます。

私の住む長崎では、待ってられないとばかりに、子ども劇場という団体がキャンペーンのための映画のつどいを開催し、全条文を書いたパンフレットを配り、内容をパフォーマンスでアピールしていました。

私は、医師として、子どもの健康と医療を保障する条約に特に関心を持っています。経済効率を優先していけば、どうしても小児医療は片隅に追いやられていくことになります。国が手厚くみていかなければ、日本の未来はないも同然です。

また、病気の子どもたちが教育の権利を奪われていることも胸を傷めています。院内学級の設置と充実が、この条約のおかげですこしても早く、全国で実現しますように願っています。

